

研究ノート

小学校学習指導要領における障害に関する配慮事項と現状

曾我部 和広 (白百合女子大学)
Sogabe Kazuhiro (Shirayuri University)

障害に関わる法令の整備や学習指導要領の改訂が行われ、学校現場での取組が推進されてきているが、現場への浸透は未だ不十分である。校長のリーダーシップもさることながら、教員の障害に対する理解と意識改革が重要である。本稿では現場の先生方の参考になるよう、関係法令の紹介や学習指導要領の解説で述べられている内容を紹介する。

はじめに

私はフィールド活動として、小学校のスクールカウンセラー、私設カウンセリングルームのカウンセラーとして、教育現場における特別な支援を必要とする保護者や児童の相談に乗っている。その中で感じることは、特別支援教育に対する偏見と無理解(特殊教育時代の意識のまま)である。保護者の間では、特別な支援を受けることに対する抵抗感が大きい。中には、子供に対する脅しとして特別支援教育を使っている保護者もいる。その結果、子供の意識の中にも偏見や差別意識が生まれ、特別な支援を受けることを嫌う(いじめられないために、人と違うことを避ける意識)傾向がある。これは、特別支援教室や特別支援学級が設置されている学校でも見られる現象である。

教員の中には、子供が日々困っているにも関わらず、保護者からの反応を意識して特別な支援を勧めず、「様子を見ましょう」で済ませている現状がある。

これらは、校長の意識の問題もある。校長は特別支援教育実施の責任者として、特別支援教育の重要性を意識し、どの子も共に生活できる環境を実現させるために、教員や保護者、児童への啓発活動に力を入れ、指導体制を構築しなければならない。

特別な支援を要する児童に対する考え方は、1900年代と2000年代では、180度変わっている。分ける教育から共に学ぶ教育(インクルーシブ教育)になっているのである。障害のある児童に関わる法令の整備や学習指導要領の改訂が行われ、学校現場での取り組みが推進されてきているが、現場への浸透は未だ不十分である。2020年の新学習指導要領の全面実施に向け、校長のリーダーシップもさることながら、教員の特別支援教育に対する理解と意識改革が重要である。本稿では現場の先生方の参考になるよう、関係法令の紹介や学習指導要領の解説で述べられている内容を抜粋して紹介する。

I 障害に関わる法律

1. 【発達障害者支援法】(2004年公布, 2005年施行, 2016年改正)

学校教育においても発達障害者への支援を行うことが定められている。

2. 【障害者の権利に関する条約】(2007年署名, 2014年日本は世界で141番目に批准)

障害のある人々に対する差別の禁止や権利を認めることが明記されています。特に、(第2条 定義)で「合理的配慮」が示され、ただ「皆と一緒に」だけではなく、子どもが必要とする支援や授業の様々な変更や調整が求められて

おり、この合理的配慮がない状態も差別とされる。

(第24条 教育)では、あらゆる段階における障害者を包容する教育制度および生涯学習を確保する」と翻訳されているが、「障がい者制度改革推進会議」では、インクルーシブ教育の実現と「障害の有無にかかわらず、すべての子どもは地域の小中学校に就学し、かつ通常の学級に在籍すること」を原則としている。

3. 【障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律】(2013年6月公布, 2016年4月施行)

(第7条)障害者が不利益を受けることがないように、行政機関は「合理的配慮」を行わなければならないとしている。

4. 【学校教育法】

(第81条第1項)では、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等において、障害のある児童生徒等に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うことが規定されている。

II 学習指導要領で示されている配慮事項

1. 【総則】

特別な配慮を必要とする児童への指導として、「障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。」

「全ての教師が障害に関する知識や配慮等についての正しい理解と認識を深め、障害のある児童などに対する組織的な対応ができるようにしていくことが重要である。」

(1) インクルーシブ教育システムの構築

通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校において、児童の十分な学びを確保する。

通常の学級においても、発達障害を含む障害のある児童が在籍している可能性がある(2012年の文部科学省の抽出調査では、6.5%)ことを前提として、全ての教科等において、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援をしなければならない。

(2) 障害のある児童(視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害、情緒障害、自閉症、LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)など)や学習面又は行動面において困難のある児童で発達障害の可能性のある者などに対する支援

障害のある児童などの「困難さ」に対する「指導上の工夫の意図」を理解し、個に応じた様々な「手立て」を検討し、指導に当たる。その際には、組織的な対応が必要である。

(3) 児童の障害の状態等に応じて個別に特別な配慮が必要(例)

- ・ 弱視の児童：体育科におけるボール運動の指導、理科における観察・実験の指導
- ・ 難聴や言語障害の児童：国語科における音読の指導、音楽科における歌唱の指導
- ・ 肢体不自由の児童：体育科における実技の指導、家庭科における実習の指導
- ・ 病弱・身体虚弱の児童：図画工作科や体育科におけるアレルギー等に配慮した指導
- ・ 読み書きや計算などに困難があるLD(学習障害)の児童：国語科における書き取り、算数科における筆算や暗算の指導などの際に、活動の手順を示したシートを手元に配付する
- ・ ADHD(注意欠陥多動性障害)や自閉症の児童：メモや絵などを付加する指導

(4) 特別支援教育において大切な視点

- ・ 児童一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等(「障害の状態等」)により、学習上又は生活上の困難

が異なることに十分留意する

- ・ 個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討し、適切な指導を行う

(5) 障害のある児童などの指導

「担任を含む全ての教師間において、個々の児童に対する配慮等の必要性を共通理解するとともに、教師間の連携に努める必要がある。」

「教師の理解の在り方や指導の姿勢が、学級内の児童に大きく影響することに十分留意し、学級内において温かい人間関係づくりに努めながら、「特別な支援の必要性」の理解を進め、互いの特徴を認め合い、支え合う関係を築いていくことが大切である。」

(6) 指導計画の作成と内容の取扱い

当該教科等の指導における障害のある児童などに対する学習活動を行う場合に生じる困難さ（見えにくさ、聞こえにくさ、道具の操作の困難さ、移動上の制約、健康面や安全面での制約、発音のしにくさ、心理的な不安定、人間関係形成の困難さ、読み書きや計算等の困難さ、注意の集中を持続することが苦手）に応じた指導内容や指導方法の工夫を、計画的、組織的に行う。

- ・ 個別の指導計画を作成し、必要な配慮を記載し、翌年度の担任等に引き継ぐ
- ・ 個々の児童の困難さに応じ、心理面への配慮、臨機応変な指導
- ・ 学習内容の変更や学習活動の代替を安易に行うことがないよう留意する

2. 【国語】

(1) 文章を目で追いながら音読することが困難

- ・ 自分がどこを読むのかが分かるように教科書の文を指等で押さえながら読むよう促す
- ・ 行間を空けるために拡大コピーをしたものを用意する
- ・ 語のまとまりや区切りが分かるように分かち書きされたものを用意する
- ・ 読む部分だけが見える自助具（スリット等）を活用する

(2) 自分の立場以外の視点で考えたり他者の感情を理解したりするのが困難

- ・ 児童の日常的な生活経験に関する例文を示す
- ・ 行動や会話文に気持ちが込められていることに気付かせる
- ・ 気持ちの移り変わりが分かる文章の中のキーワードを示す
- ・ 気持ちの変化を図や矢印などで視覚的に分かるように示してから言葉で表現させる

(3) 声を出して発表することに困難がある場合、人前で話すことへの不安を抱いている場合

- ・ 紙やホワイトボードに書いたものを提示する
- ・ ICT機器を活用して発表する
- ・ 多様な表現方法が選択できるように工夫する
- ・ 自分の考えを表すことに対する自信がもてるような配慮をする

3. 【算数】

(1) 「商」「等しい」など、児童が日常使用することが少なく、抽象度の高い言葉の理解が困難

- ・ 児童の興味・関心や生活経験に関連の深い題材を取り上げる
- ・ 既習の言葉や分かる言葉に置き換える

(2) 文章を読み取り、数量の関係を式を用いて表すことが難しい

- ・ 児童の経験に基づいた場面や興味ある題材を取り上げる
- ・ 場面を、具体物を用いて動作化させる
- ・ 解決に必要な情報に注目できるよう文章を一部分ごとに示す

- ・ 図式化する
- (3) 空間図形のもつ性質を理解することが難しい
 - ・ 立体模型で特徴のある部分を触らせる
 - ・ 言葉でその特徴を説明する
 - ・ 見取図や展開図と見比べて位置関係を把握する
- (4) データを目的に応じてグラフに表すことが難しい
 - ・ 同じデータについて折れ線グラフの縦軸の幅を変えたグラフに表す
 - ・ 同じデータを棒グラフや折れ線グラフ、帯グラフなど違うグラフに表したりして見比べさせ、よりよい表し方に気付くことができるようにする

4. 【社会】

- (1) 地図等の資料から必要な情報を見付け出したり、読み取ったりすることが困難
 - ・ 地図等の情報を拡大する
 - ・ 見る範囲を限定する
 - ・ 掲載されている情報を精選する
 - ・ 視点を明確にする
- (2) 社会的事象に興味・関心がもてない
 - ・ その社会的事象の意味を理解しやすくする
 - ・ 特別活動などとの関連付けなどを通して、具体的な体験や作業などを取り入れる
 - ・ 学習の順序を分かりやすく説明し、安心して学習できるようにする
- (3) 学習問題に気付くことが難しい
 - ・ 社会的事象を読み取りやすくするために、写真などの資料や発問を工夫する
- (4) 予想を立てることが困難
 - ・ 見通しがもてるようヒントになる事実をカード等に整理して示し、学習順序を考えられるようにする
- (5) 情報収集や考察、まとめの場面において、考える際の視点が定まらない
 - ・ 見本を示したワークシートを作成する

5. 【理科】

- (1) 実験を行う活動において、実験の手順や方法を理解することが困難、見通しがもてなかつたりして、学習活動に参加することが難しい
 - ・ 実験の目的を明示する
 - ・ 実験の手順や方法を視覚的に表したプリント等を掲示、配付する
- (2) 危険に気付きにくい場合
 - ・ 教師が確実に様子を把握できる場所で活動できるようにする
- (3) 時間をかけて観察をすることが難しい
 - ・ 観察するポイントを示す
 - ・ ICT教材を活用する

6. 【生活】

- (1) 言葉での説明や指示だけでは、安全に気を付けることが難しい
 - ・ 体験的な事前学習を行う
- (2) みんなで使うもの等を大切に扱うことが難しい
 - ・ 学習場面に即して、児童の生活経験等も踏まえながら具体的に教える
- (3) 自分の経験を文章にしたり、考えをまとめたりすることが困難

- ・ 考える項目や順序を示したプリントを準備する
 - ・ 事前に自分の考えたことを言葉や動作で表現したりしてから文章を書くようにする
- (4) 学習の振り返りの場面において学習内容の想起が難しい
- ・ 学習経過などの分かる文章や写真、イラスト等を活用する
 - ・ 配慮を行うに当たっては、困難さを補うよりも得意なことを生かす⇒自己肯定感の醸成につながる
 - ・ 低学年の全ての児童に対する指導として心掛ける

☆生活科の特質は、多様な認知の特性をもった児童の活躍が期待できる教科である。

7. 【音楽】

- (1) 音楽を形づくっている要素（リズム、速度、旋律、強弱、反復等）の聴き取りが難しい
- ・ 要素に着目しやすくなるよう、音楽に合わせて一緒に拍を打ったり体を動かしたりする
 - ・ 要素の表れ方を視覚化、動作化する
 - ・ 動作化する際は、決められた動きのパターンを習得するような活動にならないよう留意する
- (2) 多くの声部が並列している楽譜など、情報量が多く、自分がどこに注目したらよいのか混乱しやすい
- ・ 拡大楽譜などを用いて声部を色分けする
 - ・ リズムや旋律を部分的に取り出してカードにしたりする
 - ・ 視覚的に情報を整理する

8. 【図画工作】

- (1) 変化を見分けたり、微妙な違いを感じ取ったりすることが難しい
- ・ 児童の経験や実態を考慮して、特徴が分かりやすいものを例示する
 - ・ 多様な材料や用具を用意する
 - ・ 種類や数を絞ったりする
- (2) 形や色などの特徴を捉えることや、自分のイメージをもつことが難しい
- ・ 自分や友人の感じたことや考えたことを言葉にする場を設定する

9. 【家庭】

- (1) 学習に集中したり、持続したりすることが難しい
- ・ 道具や材料を必要最小限に抑えて準備する
 - ・ 整理・整頓された学習環境にする
- (2) 活動への関心をもつことが難しい
- ・ 約束や注意点、手順等を視覚的に捉えられる掲示物やカードを明示する
 - ・ 体感できる教材・教具を活用し関心を高める
- (3) 周囲の状況に気が散りやすく、包丁、アイロン、ミシンなどの用具を安全に使用することが難しい
- ・ 個別の対応ができるような作業スペースや作業時間を確保する

10. 【体育】

- (1) 複雑な動きをしたり、バランスを取ったりすることに困難がある
- ・ 動きを細分化して指導する
 - ・ 適切に補助をしながら行う
- (2) 勝ち負けに過度にこだわったり、負けた際に感情を抑えられなかったりする
- ・ 活動の見通しを立ててから活動させる
 - ・ 勝ったときや負けたときの表現の仕方を事前に確認する

1 1. 【外国語活動・外国語】

(1) 音声を聞き取ることが難しい

- ・ リズムやイントネーションを、教員が手拍子を打つ、音の強弱を手を上下に動かして表す
- ・ 本時の流れが分かるように、本時の活動の流れを黒板に記載しておく

(2) 文字数が多い単語、文などの文字情報 ⇒ 読む手掛かりをつかむ、細部に注意を向けるのが難しい

- ・ 外国語の文字を提示する際に字体をそろえる
- ・ 線上に文字を書く
- ・ 語彙・表現などを記したカードなどを黒板に貼る際には、貼る位置や順番などに配慮する

1 2. 【総合的な学習の時間】

☆児童の知的な側面、情意的な側面、身体的な側面などに関する学習であるので、子供の実際の姿や経験といった、児童の実態等に応じて創意工夫を生かした教育活動を行うことが必要。

☆探究するための資質・能力を育成するために、

(1) 様々な事象を調べたり、得られた情報をまとめたりすることが難しい

- ・ 着目する点や調べる内容、まとめる手順や調べ方について具体的に提示する

(2) 関心のある事柄を広げることが難しい

- ・ 現在の関心事を核にして、それと関連する具体的な内容を示していく

(3) 様々な情報の中から、必要な事柄を選択して比べることが難しい

- ・ 比べる視点の焦点を明確にする
- ・ より具体化して提示したりする

(4) 学習の振り返りが難しい

- ・ 学習してきた内容を文章やイラスト、写真等で視覚的に示す
- ・ 思い出すための手掛かりが得られるようにする

(5) 人前で話すことへの不安から、自分の考えなどを発表することが難しい

- ・ 発表する内容について紙面に整理し、その紙面を見ながら発表できるようにする
- ・ ICT機器を活用したりする
- ・ 児童の表現を支援するための手立てを工夫する

☆各教科等の特質に応じて育まれる「見方・考え方」を総合的に働かせるような学習を行うため

- ・ 各教科等における配慮を踏まえて対応する
- ・ 困難さを補うよりも得意なことを生かす⇒自己肯定感の醸成につながる

1 3. 【特別活動】

(1) 相手の気持ちを察したり理解したりすることが苦手

- ・ 役割を交代して相手の気持ちを考える
- ・ 相手の意図を理解しやすい場面に置き換える
- ・ イラスト等を活用して視覚的に表す

(2) 話を最後まで聞いて答えることが苦手

- ・ 事前に発言や質問する際のタイミングなどについて具体的に伝える
- ・ コミュニケーションの図り方についての指導をする

(3) 学校行事における避難訓練等の参加に対し、強い不安を抱いたり戸惑ったりする場合

- ・ 各活動や学校行事のねらいや活動の内容、役割(得意なこと)の分担などについて、視覚化する
- ・ 理解しやすい方法を用いて事前指導を行う
- ・ 周囲の児童に協力を依頼しておく

☆周囲の児童が、

- ・ 配慮を要する児童の障害や苦手なものについて理解して接する
- ・ 同じ学級の一員としての意識を高めて関わる
- ・ 学級におけるよりよい人間関係を形成する
- ・ 特別活動の実践を生かして学級経営の充実を図る

参考文献

- 1) 一般社団法人日本心理研修センター (2018)「公認心理師現任者講習会テキスト2018年版」金剛出版
- 2) 解説教育六法編集委員会 (2017)「解説教育小六法 2017 平成 29 年度版」三省堂
- 3) 日本 LD 学会 「LD・ADHD 等関連用語集 (第四版)」2017, 日本文化科学社
- 4) 文部科学省 (2018)「小学校学習指導要領 (平成 29 年告示) 解説 総則編」東洋館出版社
- 5) 文部科学省 (2018)「小学校学習指導要領 (平成 29 年告示) 解説 国語編」東洋館出版社
- 6) 文部科学省 (2018)「小学校学習指導要領 (平成 29 年告示) 解説 社会編」日本文教出版
- 7) 文部科学省 (2018)「小学校学習指導要領 (平成 29 年告示) 解説 算数編」日本文教出版
- 8) 文部科学省 (2018)「小学校学習指導要領 (平成 29 年告示) 解説 理科編」東洋館出版社
- 9) 文部科学省 (2018)「小学校学習指導要領 (平成 29 年告示) 解説 生活編」日本文教出版
- 10) 文部科学省 (2018)「小学校学習指導要領 (平成 29 年告示) 解説 音楽編」東洋館出版社
- 11) 文部科学省 (2018)「小学校学習指導要領 (平成 29 年告示) 解説 図画工作編」日本文教出版
- 12) 文部科学省 (2018)「小学校学習指導要領 (平成 29 年告示) 解説 家庭編」東洋館出版社
- 13) 文部科学省 (2018)「小学校学習指導要領 (平成 29 年告示) 解説 体育編」東洋館出版社
- 14) 文部科学省 (2018)「小学校学習指導要領 (平成 29 年告示) 解説 外国語活動・外国語編」開隆堂出版社
- 15) 文部科学省 (2018)「小学校学習指導要領 (平成 29 年告示) 解説 総合的な学習編」東洋館出版社
- 16) 文部科学省 (2018)「小学校学習指導要領 (平成 29 年告示) 解説 特別活動編」東洋館出版社